

5) 活動拠点の確保

クラブの自主性や自立性を保つためにも、活動拠点の自己所有は総合型地域スポーツクラブの目指すべき方向ではあるが、全国のクラブが自前の施設を持つには、まだまだ時間がかかるであろう。なぜなら、我が国では、地価が高いため広大な用地を取得するのは難しく、たとえ取得したとしても単位面積あたりの生産性が低い多様・多世代型のスポーツクラブ事業では独立採算経営は難しい。とりわけ、「地域住民が自主的・主体的に運営し、負担にならない程度の会費で利用できるクラブ」とした場合、なおさら土地・建物の取得は難しいといえる。このため、多くの総合型地域スポーツクラブは、地方自治体が設置している公共スポーツ施設や学校体育施設を利用することになる。クラブの多くは、利用団体のひとつとして公共スポーツ施設等をすでに使用しているが、利用団体のひとつである限り、施設の規則にしたがって利用しなければならず、新しいクラブづくりに際しては、様々な面で使い勝手の悪さに遭遇してきたことも事実であろう。

その一方で、地方自治体は、規則や慣例を優先するあまり施設運営が非効率となり、利用者が固定化し、住民のスポーツ実施率の向上に寄与できていないなど、費用対効果を問題視し始めている。

クラブと自治体のこのような相互の問題を解決するために、クラブ自らが施設の管理運営主体となり、地域のスポーツ振興と同時に施設の管理運営費の縮減を図るための方策が模索・実践され始めている。

2003年の地方自治法の改正以前は、スポーツ施設に限らず、文化施設や福祉施設などの「公（おおよけ）の施設」は管理運営主体が制限されていた。このため、「社会体育施設」も自治体直営、第3セクターなどに制限され、総合型地域スポーツクラブも利用団体のひとつとして施設を使用してきた経緯がある。

しかし、法改正により2006年9月以降は、自治体経営とするか、あるいは公募によって「法人その他の団体」である民間事業者やNPO法人等を「指定管理者」として選定しなくてはならなくなった。このため、総合型地域スポーツクラブも、法人格の有無に関係なく、制度上は指定管理者となることが可能となった。

指定管理者の選定の流れは、公募・選定・協定締結となり、一般に協定期間は3～5年間である。公募に際しては、自治体からの委託費収入を含んだ事業収支計画や自主事業の計画などを提出し、それをもとに有識者による選定が行われる。この選定は、おおよそ半年前に行われるので、指定管理者に応募する場合には、自治体の担当窓口などに問い合わせる事前に情報を入手する必要がある。

なお、活動拠点には、クラブライフを楽しめる「クラブハウス」が重要であり、指定管理者であっても、利用者の交流スペースやホスピタリティの充実を図る必要がある。

[参考]
 ・認定NPOの概要（内閣府HP）
<https://www.npo-homepage.go.jp/about/nintei.html>
 ・Q36：認定NPO法人になるにはどうしたら良いですか？（日体協 総合型地域スポーツクラブ）
<http://www.japan-sports.or.jp/local/tabid/119/Default.aspx>

活動拠点の確保

指定管理者制度と活動拠点

改正前	改正後
管理委託制度 公の施設の管理は、地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる	指定管理者制度 従来のように特定の法人等に限ることなく、株式会社等の民間事業者にまで拡大。公の施設の管理を行わせることができる
施設の管理権限及び責任は自治体	受託者が利用許可を行える

Copyright 2012 JASA All rights reserved.